

## 茨城県不法就労通報報奨金制度取扱要項

(趣旨)

第1条 この要項は、不法就労活動の防止に関し、知事が不法就労活動通報者に払う報奨金の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項において「不法就労活動」とは、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。)第24条第3号の4イに規定する不法就労活動をいう。

2 この要項において「不法就労活動通報者」とは、入管法第73条の2第1項各号のいずれかに該当すると思料する者を知った場合に、知事に対し、不法就労情報提供システムを利用してその旨の通報をした者をいう。

3 この要項において「不法就労情報提供システム」とは、インターネットを利用して不法就労活動に係る通報を行うために知事が整備するものをいう。

(報奨金の支払い)

第3条 不法就労活動通報者がある場合において、知事から警察本部長への通報の後に被疑者が逮捕され、及び刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第203条第1項に規定する送致(入管法第73条の2第1項各号に係るものに限る。)がなされたときは、知事は、当該不法就労活動通報者に対し、報奨金を交付することができる。ただし、不法就労活動通報者が国若しくは地方公共団体の職員であるとき又は不法就労活動通報者を特定することができないときは、この限りでない。

2 前項に規定する報奨金(以下単に「報奨金」という。)の額は、第1項に規定する送致1件につき1万円とする。ただし、当該通報に係る不法就労活動通報者が2人以上ある場合については、この限りではない。

(審査委員会の設置)

第4条 報奨金の交付を受ける者の審査を行うため、産業戦略部に茨城県不法就労活動通報報奨金審査委員会を置く。

2 茨城県不法就労活動通報報奨金審査委員会に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(その他)

第5条 この要項の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

付 則

この要項は、令和8年5月11日から施行する。